

山梨県公報

号外第四十四号

平成十五年

六月十七日

火曜日

目次

選挙管理委員会

| | |
|--|---|
| 政治団体の名称等の届出 | 一 |
| 収支報告書の要旨の公表 | 三 |
| 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 | 四 |
| 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 | 四 |
| 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 | 四 |

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十五年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 設立年月日 | 届出年月日 |
|---------------------------|-------|---------|---------------|------------|-------------|
| 信和会 | 斉藤和由 | 深沢二郎 | 甲府市朝気二丁目一番一八号 | 平成十五年一月一日 | 平成十五年一月六日 |
| 古見金弥後援会 | 古見昭弘 | 増田和吉 | 大月市七保町下和田八四四 | 平成十五年四月十八日 | 平成十五年四月二十二日 |
| 「みんなでかえよう!大月市」 河西悦子後援会 | 河西万文 | 清水絹代 | 大月市猿橋町殿上四八三一 | 平成十五年五月十日 | 平成十五年五月十四日 |
| 井上ふみお後援会 | 山崎芳包 | 山田俊雄 | 大月市富浜町鳥沢一八九一二 | 平成十五年 | 平成十五年 |

| 区分 | 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 | 届出年月日 |
|------------------|----------------|--------|--------|------------------|-----------------|-----------------|
| 新 | 公明党山梨第三総支部 | 小林 永子 | 中込 量 | 中巨摩郡竜王町万才一六九番七号 | 平成十五年 五月十日 | 平成十五年 六月六日 |
| 旧 | | 杉本 栄一 | 山本 日出夫 | 大月市大月町花咲一五三四番 | 平成十五年 六月三日 | 平成十五年 六月五日 |
| 新 | 公明党山梨第一総支部 | 佐藤みどり | 平井 猛 | 富士吉田市上吉田五丁目八番一―号 | 平成十五年 六月三日 | 平成十五年 六月五日 |
| 旧 | | 雨宮 五六 | 大村 幾久夫 | 塩山市上於曾六六二番九号 | 平成十五年 五月三十日 | 平成十五年 六月二日 |
| 新 | 公明党山梨第一総支部 | 堀内 征治 | 中山 善雄 | 甲府市宮原町三九番一〇号 | 平成十五年 五月二十八日 | 平成十五年 五月二十八日 |
| 旧 | 山梨県土地家屋調査士政治連盟 | 藤本 紘 | 秋山 貢 | | 平成十五年 五月三十日 | 平成十五年 六月二日 |
| 新 | | 市川 哲郎 | 村松 一榮 | | 平成十五年 五月二十八日 | 平成十五年 五月二十八日 |
| 旧 | 全国小売酒販政治連盟山梨支部 | 寺本 茂次 | | 甲府市中央四丁目二二二― | 平成十五年 五月二十八日 | 平成十五年 五月二十八日 |
| 新 | | 八巻 睦 | | 韮崎市本町二丁目四 一五 | 平成十五年 四月一日 | 平成十五年 五月二十七日 |
| 旧 | 山梨県林業政治連盟 | | 樋川 弘文 | | 平成十五年 四月二十日 | 平成十五年 四月二十日 |
| 新 | | | 神島 薫 | 都留市二二五 | 平成十五年 五月二十六日 | 平成十五年 五月二十六日 |
| 旧 | 水岸富美男後援会 | 内藤 友矩 | 矢崎 茂和 | 都留市境二二五 | 平成十五年 四月二十日 | 平成十五年 四月二十日 |
| 新 | 篠原つずひこ後援会 | 皆川 信一 | 皆川 信一 | | 平成十五年 四月二十日 | 平成十五年 四月二十日 |
| 前信会 | | 新田 恵男 | 前田 親保 | 南都留郡西桂町下暮地六六三 | 平成十五年 五月二十八日 | 平成十五年 五月二十八日 |
| 森本ゆみこ後援会 | | 森本 由美子 | 森本 由美子 | 韮崎市円野町上円井二一六七 三 | 平成十五年 六月三日 | 平成十五年 六月五日 |
| 日本共産党・山崎喜美後援会 | | 竹田 昌宏 | 河西 春子 | 大月市笹子町黒野田一七五一 | 平成十五年 五月十日 | 平成十五年 六月六日 |
| 「上野原町を元気にする」人々の会 | | 長田 通幸 | 杉本 英美 | 北都留郡上野原町上野原七九四〇 | 平成十五年 五月二十四日 | 平成十五年 五月二十七日 |
| 「日本フロンティアの会」上野原 | | 池端 孔市 | 杉本 英美 | 北都留郡上野原町上野原七九四〇 | 平成十五年 五月二十三日 | 平成十五年 五月二十七日 |
| | | | | | 平成十五年 五月二十一日 | 平成十五年 五月二十一日 |

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

| | | | | | | | |
|---------------|---|---------------|---|---------------|---|---------------|---|
| 旧 | 新 | 旧 | 新 | 旧 | 新 | 旧 | 新 |
| 勝友会 | | 全国市民連合会山梨 | | 山梨県税理士政治連盟 | | 武藤茂美を励ます会 | |
| 青木 正雄 | | 入倉 長俊 | | 末木 好臣 | | 窪田 道也 | |
| 永田 光明 | | 郷田 和美 | | 深澤 公人 | | 末木 徳夫 | |
| 南都留郡西桂町下暮地六八三 | | 南都留郡西桂町下暮地六八八 | | 都留市上谷四 二 | | 都留市上谷四 三 一四 | |
| 南都留郡西桂町下暮地六八八 | | 都留市上谷四 二 | | 富士吉田市小見見一三六四 | | 富士吉田市小見見一三八八 | |
| 六月三日 | | 平成十五年 六月四日 | | 平成十五年 六月六日 | | 平成十五年 六月六日 | |
| 平成十五年 六月五日 | | 平成十五年 六月六日 | | 平成十五年 六月六日 | | 平成十五年 六月六日 | |
| 六月五日 | | 平成十五年 六月六日 | | 平成十五年 六月六日 | | 平成十五年 六月六日 | |
| 六月五日 | | 平成十五年 六月六日 | | 平成十五年 六月六日 | | 平成十五年 六月六日 | |

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

| | | | | | | |
|-------|---------|-----------|-----------------|-------|---------------|---------------|
| 氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 指定年月日 | 届出年月日 |
| 森本由美子 | 韮崎市議会議員 | 森本ゆみこ後援会 | 韮崎市円野町上円井二一六七 三 | 森本由美子 | 平成十五年 六月三日 | 平成十五年 六月五日 |

山梨県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第百九十四号）第二十条の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。
平成十五年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第17条第1項

平成12年1月1日から平成12年12月31日まで

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 大日本聖史塾

報告年月日 平成15年4月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

0円
0円
0円

(2) 支出総額

(3) 翌年への繰越額

政治資金規正法第17条第1項

平成13年1月1日から平成13年12月31日まで

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 大日本聖史塾

報告年月日 平成15年4月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

0円
0円
0円

(2) 女性総数
(3) 選挙人の総選挙

〇四
〇四

山梨県選挙管理委員会告示第六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十五年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一四、〇九三

山梨県選挙管理委員会告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一八四、一〇八

山梨県選挙管理委員会告示第六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名

三分の一の数

六、九一六

東山梨郡

| | |
|---------|--------|
| 東八代郡 | 一九、五三七 |
| 西八代郡 | 七、二二二 |
| 南巨摩郡 | 一、五九六 |
| 中巨摩郡 | 四四、五九五 |
| 北巨摩郡 | 一六、八四六 |
| 南都留郡 | 一、七五八 |
| 北都留郡 | 七、七三二 |
| 甲府市 | 五、五四八 |
| 富士吉田市 | 一四、一九七 |
| 塩山市 | 七、一三三 |
| 都留市・西桂町 | 一〇、一二七 |
| 山梨市 | 八、五五一 |
| 大月市 | 八、六九二 |
| 韮崎市 | 八、四三六 |